

高知地方，家庭裁判所合同委員会（第6回）議事概要

1 日 時

平成18年6月5日（月）午後3時00分から午後4時30分まで

2 場 所

高知地方，家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

(1) 委員

① 地方裁判所委員会委員

内田靖正，行田博文，坂本千代，坂本正夫，真田順子，豊永多門（家庭裁判所委員会委員と兼任），永渕健一，濱岡良二，三谷英子，明神千代

② 家庭裁判所委員会委員

池田久男，小暮輝信，坂本寛，佐々木公三郎，古谷純代，丸地真人，山岡敏明，山中悠紀子，山本晋平

(2) 事務担当者等

河上地家裁事務局長，福井地裁民事首席書記官，川崎地裁刑事首席書記官，小林首席家裁調査官，小谷家裁首席書記官，香村地裁総務課長，立道家裁総務課長，岡地裁総務課課長補佐，谷友家裁総務課課長補佐

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 家庭裁判所委員会委員長代理の指名

豊永家庭裁判所委員会委員長が坂本寛家庭裁判所委員を委員長代理に指名した。

(3) 意見交換等

（意見交換テーマ 「法教育及び広報活動について」）

地裁総務課長が法教育についての基本説明から高知地家裁が行っている司法教育への取組例までを説明した後に意見交換を行った。

- 裁判所の法教育への取組例は、どれもイベント的であり、非連続的で単発的であるという印象を受ける。このあたりをどう克服するかということが法教育におけるテーマとなるのではないかと思われる。

教育実習における経験であるが、高校の政治経済の教科書には裁判所についての記述は2ページほどしかなく、しかも説明的で、非常に残念な分量だという印象を受けた。そこで、裁判傍聴の体験に基づいて裁判所のことを話したところ、生徒達はとても興味を示してくれた。実体験に基づく話は強いインパクトがあることから、法教育の担い手である学校の先生方に、まず自分で司法に関する体験をしてもらうことが大事だと思う。

法教育が何の授業であるのか、これはなかなか難しい問題であるが、現在のカリキュラムの中で考えると、倫理社会とか道德教育になるのではなかろうか。そうすると、裁判所とは何かということから入っていてもほとんど意味がなく、ロールプレイやディベートといった手法を取り入れて、生徒をその中に引き込んでいき、生徒が一つのテーマについて自由に議論していくプロセスが法教育の根幹になるのではないかと思う。こういったことが難しいのであれば、せめて、倫理社会とか道德等のカリキュラムの中で、テーマを限定せず、いろいろな意見交換をして民主主義のプロセスを分かってもらえるようなことこそが法教育ではなかろうかと思う。

- 一般市民を対象とした法教育に関するイベントについてはもう少し宣伝をしてもいいのではないか、取材をされたときには、必ずこのイベントの根幹にある、何をどうしたいのかということをも二言三言付け加えていくことが重要ではないか。
- 法教育ということが、学校教育に偏っているように思われる。学校教育と

いうと何か子供に教えたいことがあって、それを子供の頭に刻みつけていくという印象があるが、実際に法律を適用する場面において、実際に何をどう調べて、どのように出力していくかという訓練ができていなければならない。

それを小学校のうちからやらせるということは無理かもしれないが、法的な思考を身につけるということだけではなく、物事を調べるときに何をどうすればいいのか、あるいはどこに相談したらいいのかということを知っている人が多いうように思う。そこまで教えないと法教育は不十分であり、それは教師だけが行うのではなく、裁判所、検察庁、弁護士会が教育委員会と連携して実施する必要があるのではないか。

- 法教育は学校教育をある程度基準にする必要があるのではなかろうか。裁判員制度というものは国民の義務として行わなければならないという現実があるが、校長や教師が法教育に熱心な学校であれば法教育を積極的に行っていくが、そうでなければ法教育を行わなくなってしまう。そうすると、生徒としては学ぶ機会が区々になってしまい、将来、いろいろな問題がでてくるのではないか。

裁判員制度が、国民が義務としてかかわっていかなければならないものである以上は、生徒達が人の意見を尊重して自分の意見も言えるように教育していかなければならず、その学ぶ機会に不均衡があってはならないと思う。

- 裁判員制度を教えるということに限って言えば、イベント的な広報活動でいいのではないか。教室で学んだことは忘れても、実体験したことは忘れないものである。
- 法教育の目的の一つには、司法が身近なものとして活用される社会を目指すことがあると考えるが、法という言葉のイメージが訴訟と結びついてしまい、法教育の目的を達成することが困難となっているのではないか。
- 裁判所の司法教育への取組例をみると、法律が大事という印象が強すぎる感じがする。紛争が起きたときに法律というのは最後に使うもので、解決の

方法はたくさんある。そのための知識や知恵を身につけるよう我々の世代は教育されてきた。法教育への取組み方としては、法の限界というものがあるのだから、法を適用することによって解決すべき問題とは何かということを説明しておく必要がある。

5 次回開催テーマ等

- (1) 地方裁判所委員会
 - ア 法テラスと裁判所との関係の在り方
 - イ 裁判員裁判法廷見学
- (2) 家庭裁判所委員会
 - ア 少年審判制度
 - イ 成年後見制度

6 次回開催期日

- (1) 地方裁判所委員会
平成19年1月24日（水）午後2時30分
- (2) 家庭裁判所委員会
平成19年1月22日（月）午後2時30分